

# 平成21年度「ユビキタスタウン構想推進事業 (地域ICT利活用推進交付金)」実施要領

## 提案に必要な申請書類

- (1) 地域情報通信技術利活用推進交付金交付申請書 【別添1】
- (2) 地域情報通信技術利活用推進交付金 実施計画 (概要) 【別添2】
- (3) 地域情報通信技術利活用推進交付金 実施計画 【別添3-1】
- (4) (3)の添付資料 (5点)
  - ・ 事業イメージ詳細図 【別添3-2】
  - ・ 情報通信システム構成図 【別添3-3】
  - ・ (別紙1) 収支見込み 【別添3-4】
  - ・ (別紙2) 支出経費の内訳 【別添3-5】
  - ・ 見積書 【様式適宜。複数業者からの見積もりの提出を原則】

## 1. 目的

現在、我が国においては、厳しい財政下で、地域経済の疲弊や、医療サービス、行政サービスなどの低下などが深刻化し、地域の安心・安全の維持・向上が喫緊の課題となっている。こうした中、ICTは時間と距離という地域の制約を克服するものであり、我が国においては世界最高水準と言われるブロードバンド環境、「いつでも、どこでも、何でも、誰とでも」ネットワークにつながるユビキタスネット技術が確立されており、地域の医療、福祉、防災、行政（内部事務を除く。以下同じ。）、産業、農業、観光など幅広い分野において、これらICTの強みが地域の特色、創意工夫に基づいて十二分に発揮されることにより、地域の諸課題の即効的な解決が期待される。

これまで、総務省においては、「地域ICT利活用モデル構築事業」等により、ICT利活用のモデルの構築に取り組んできたところであるが、今後ICT利活用の成功モデル・事例を全国各地域に本格的に普及・展開していくことが求められている。

「経済危機対策」（平成21年4月10日 「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）においては、「ICTを活用した地域の活性化等（ユビキタスタウンの構築等）」が明記されており、また、デジタル新時代に向けた新たな戦略（三か年緊急プラン）（平成21年4月9日 IT戦略本部）においても、「地域活性化に大きな効果が期待されるユビキタス技術の実用化に向けた取組（ユビキタスタウン構想の推進）を集中的に実施する」こととされている。

このため、ICT関連技術を集中的、効果的に活用して、地域住民が生活利便の向上、安心・安全を実感できる街づくり「ユビキタスタウン」の全国展開を推進するため、各地域におけるICTの導入を支援することを本事業の目的とする。

## 2. ユビキタスタウン構想推進事業の概要

### (1) 交付先

都道府県、特別区、市町村（広域連合、一部事務組合を含む。）及びこれらを含む連携主体並びに第3セクター（以下「地方公共団体等」という。）。

なお、交付先となる地方公共団体等（以下「交付先」という。）は、総務省において、本要領に基づき提出された提案書を審査の上、決定することとなる。

### (2) 事業内容

「ユビキタスタウン構想推進事業」（以下「本事業」という。）は、医療、福祉、防災、行政、産業、農業、観光などの様々な分野において、ICTの集中的、効果的な利活用により、地域の安心・安全等の実現に資する地方公共団体等のICT導入に係る一連の取り組み（基盤整備、システム構築・運営、人材研修・育成等）を幅広く支援するものである。

### (3) 交付額

1事業につき、4つの交付枠（1億円、5,000万円、3,000万円、1,500万円）のうち、希望するいずれか1つの枠から、事業規模・内容に応じて交付するものとする。

交付下限額1,000万円のため、事業費1,000万円以上の事業を対象とする。

#### <交付額の考え方>

i) 各自治体から交付希望枠を申請（※4枠のうち、いずれか1つの枠の申請）

1億円枠	（5,000万円超～1億円）	：大規模事業を想定
5,000万円枠	（3,000万円超～5,000万円）	：標準規模事業を想定
3,000万円枠	（1,500万円超～3,000万円）	：中規模事業を想定
1,500万円枠	（1,000万円～1,500万円）	：小規模事業を想定

（注）事業費（規模）が事業内容から判断して過大となっている場合は、事業費を見直し、交付希望枠を変更することもある

ii) 評価基準（4-（4）参照）に基づき、申請案件を一律に順位づけ

iii) 評価委員会の意見を踏まえ、申請状況、予算額等を勘案しながら採択案件を決定。

- ・それぞれの枠内で、順位の低い案件については、不採択（減額査定）となる
- ・なお、案件を広く採択する場合などは、金額の大きい交付枠ほど、採択基準が厳しくなる

（例）1億円枠と3,000万円枠で、それぞれ、同等評価の案件があったとしても、1億円枠の案件のみ不採択（減額査定）となる可能性

iv) 交付申請額に相当する交付額を受けられなかった場合であっても、事業の成果を確保する観点から、交付額に合わせて、事後的に、大幅な事業費の減額（事業の縮小）を行うことは認めない。

### 3. 提案手続

#### (1) 応募資格

以下の要件を満たす市町村等

- ① 地域の多様な主体との連携・協力を確保するため、後述する実施体制を構築すること。
- ② 事業内容の公開、懇談会への提示及び他団体への周知・提供に積極的な貢献が可能であること。
- ③ 複数の主体が連携して実施する場合、各主体の役割と責任が明確に示されていること。  
また、代表団体（地方公共団体であることが必須）が定められていること。

#### (2) 提案書様式

以下の書類をそれぞれの様式に従い作成し、提出するものとする。

- 地域情報通信技術利活用推進交付金交付申請書【別添1】
- 地域情報通信技術利活用推進交付金 実施計画（概要）【別添2】
- 地域情報通信技術利活用推進交付金の実施計画【別添3-1】
- 事業イメージ詳細図【別添3-2】
- 情報通信システム構成図【別添3-3】
- （別紙1）収支見込み【別添3-4】
- （別紙2）支出経費の内訳【別添3-5】
- 見積書【様式適宜】（※）

※見積書については、複数業者からの見積もりの提出を原則とする。もし、1業者の見積もりしか提出できない場合は理由書も併せて提出することとするが、理由内容によっては金額の再精査等を求めることもありうる

#### (3) その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、A4（様式自由）で添付することができる。

#### (4) 提出期間

公募開始の日から、平成21年7月29日（水）までに提案書を提出すること。

#### (5) 提出部数等

提案書類（提案書及び補足資料）は次の部数を提出すること。

正本：1部、副本：1部

提出に当たっては、CD-R（1枚）等の電子媒体も併せて提出すること。

#### (6) 提出先・問合せ先

所管する総合通信局等（別紙 1 参照）に持参又は郵送等（※切日の 17 時必着）により提出すること。なお、提案書の返却は行わない。

## 4. 交付先の選定及び採択

### （1）実施地域

実施地域に制限は設けない。

### （2）実施テーマ

各地域の創意工夫に基づく ICT の集中的、効果的な利活用によって、地域住民が生活利便の向上、安心・安全を実感できる街づくり（ユビキタスタウン）の実現に資する取り組みであること。

なお、参考までに、「ICT 利活用イメージ」を添付するが、本参考資料はあくまで例示であって、本事業の内容をこれに限定するものではない。

### （3）交付先の決定方法

外部の有識者等を構成員とした評価会を開催し、その結果を参考として、総務省において採択案件を決定する。なお、評価に際しては、提案者からのヒアリング等を実施する場がある。

### （4）評価基準

選定に当たっては、次に挙げる評価基準項目を基に、総合的に評価を行う。

#### i) 地域性・独創性

地域の具体的なニーズ・課題に対応するために、住民ニーズや地域固有の実情を的確に反映し、地域ならではの創意工夫に基づいた事業であること

#### ii) 技術性・先進性

「地域 ICT 利活用モデル構築事業」による ICT 利活用モデル等に準じて、①複数の ICT システムを連携させる、② ICT モデル等を発展的に応用する、③複数市町村間でシステム連携させるなど、機能性、効果性の高い ICT 利活用に資する事業であること

#### iii) 汎用性

ICT システムの低廉化・共通化（オープンソース化）を図るなど、他地域においても円滑かつ容易に導入・展開できる汎用性の高い事業であること

#### iv) 安心・安全等の期待される効果

ICTを活用した事業展開により、地域住民が早期に安心・安全、利便向上などを実感でき、また、定量的な指標によりそれを評価できる事業であること

v) 地域経済への波及効果

ICTシステム・機器等の調達などを通して、地域経済への高い波及効果をもたらす事業であること

vi) ICT人材の参画

地域に密着して事業の実施（ICTシステムの導入）をサポート等するICT人材（育成等を含む）を参画させた事業であること

vii) 事業計画の熟度

資金計画、実施体制などを含めて事業計画の熟度が高いものとなっており、財政面、運営体制面から、確実な事業の実施、自律的運営が見込まれ、かつ、費用対効果が高い事業であること

viii) 事業の継続性

事業開始以降、将来にわたって、事業を継続・運営できる事業であること

<評価加点要素>

○ 複数プロジェクトの実施

複数のICTプロジェクトの実施・連携により、相乗効果を発揮させて、地域の安心・安全等などの飛躍的な向上を図る事業

○ 定住自立圏構想等の実施

複数市町村が連携・機能分担する定住自立圏構想を実施（予定含む）等することにより、ICTのメリットが、広域（多くの住民）に及ぶ事業

○ 地域独力でのブロードバンド整備

利活用の前提となるブロードバンドの整備について、自治体負担の生じない民間整備ではなく、ICT交付金等の国庫補助（本交付金を除く）を受けるなどして地域独力で整備を実施（今後の予定も含む）

(5) 追加資料の提出等

交付額の決定は、提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を要請する。

(6) 提案内容の確認・採択・修正

総務省は、交付対象案件を選定した後、当該地方公共団体等に提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、評価委員会を通じて最終的な採択決定を行う。採否の結果

は、総務省から総合通信局等を経由して、提案書を提出した地方公共団体等あてに通知する。また、提案内容については、必要に応じて、総務省と交付先で調整の上、修正等を行うことがある。

## 5. 交付手続

### (1) 交付決定までの流れ

採択された案件については、交付額を決定し、交付先に対して交付決定通知を送付する。

### (2) 交付金事業の対象経費

交付先は、本事業の実施に必要な経費として、別紙2の費目について支出することができる。

但し、事業趣旨に照らして、基盤整備のみ、人材招へい・育成経費のみ、あるいは、両者のみの申請は原則想定しておらず、仮にこうした申請があった場合は、事業内容の確認を求めるとともに、場合によっては申請を認めないこともありうる。

また、大規模な施設等の整備に該当する経費については、原則として支出できないものとする。

なお、ICT関連機器・設備等をリース又はレンタルにより調達する場合は、事業の継続な運営に必要な措置を講じるとともに、その内容を提案書に記載すること。

### (3) 交付金事業内容の変更

交付決定通知を受けた後、交付金事業の内容を変更するときは、総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、交付金事業の目的達成のために創発的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合等、軽微な変更にあってはその限りではない。

### (4) 交付金の支払い

交付金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、交付金は原則として、事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、交付金額を確定した後、精算払いにより支払う（特別な事情がある場合には、財務大臣協議等の所定の手続、承認を得た上で、年度途中で概算払いが認められることもある。）。

## 6. 事業の実施

### (1) 実施体制

上記1の目的を達成するためには、本事業の実施に際し、地域の多様な主体との連携・協力体制を構築することが必要となる。このため、交付先においては、以下の体制を整備することとし、総務省に対する実績報告において、これらの体制を整備し、これを円滑に

運営したことが明らかになるような資料（例えば、地域協議会の議事録等）の提出しなければならない。

#### ① 地域協議会等の開催

本事業の内容に地域住民等の意向を反映し、また、事業の継続的な運営を確保するため、地方公共団体を中心として、事業の実施等に必要な各方面の主体（例：住民代表、NPO、学識者、地元企業など）を幅広く含んだ検討の場（地域協議会等）を設けて事業を実施することを原則とする。

地域協議会等は、ICTシステムの仕様の決定のほか、事業を継続的に運営するための体制、費用負担の在り方、課題解決のための具体的な行動計画、役割分担等について検討する。

なお、既存の組織を活用することも可能であり、また、事業の円滑な開始に支障がないよう、速やかな設置、開催等が行われることが必要であるが、提案書の作成時点においては、設置予定とすることも可能である。

#### ② プロジェクト・リーダーの決定

交付先は、本事業の実施に際し、事業の全体を統括するプロジェクト・リーダーを決定し、総務省に報告することとする。プロジェクト・リーダーは、事業の進捗管理等全体を統括し、総務省の求めに応じて随時説明を行うとともに、本事業のノウハウ・成果の全国展開に協力するものとする。

なお、上記の役割を適正に担える者であれば、地方公共団体等の職員や当該地域の住民である必要はなく、また、必ずしも組織の責任者であることを要しない。

#### (2) 財産管理等について

取得財産等については、取得財産等管理台帳によって管理すること。また、交付金事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

処分制限期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

また、取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、若しくは一部を国に納付させることがある。

## 7. 報告

### (1) 実績報告

交付先は、交付を受けた期間の属する年度の3月末日までを目途に、別に定める様式に基づき、実績報告書を総務省に提出しなければならない。提出した実績報告書に係る知的財産権等の権利は全て総務省に帰属するものとする。

なお、交付金の交付後、実績報告に先立ち、事業の進捗状況等の確認を行うことがある。

### (2) 事後報告

交付先においては、本事業の目的を達成するため、実績報告を行った後も、事業の継続的な運営に取り組み、適宜、総務省の求めに応じて、ユビキタスタウン構想の推進に向けた定量的効果データや課題等について、別に定める様式により総務省に報告を行うものとする。

## 8. スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成21年8月中旬～下旬	外部有識者による評価会、財務省協議を経て、交付先を決定
9月上旬	採択決定通知の送付
平成22年3月末	実績報告

## 9. その他

本事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）で公開するものとする。

## 10. 実施要領に関する問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 推進係  
〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2  
中央合同庁舎第2号館



電話 : 03-5253-5756

ファックス : 03-5253-5759

e-mail : ubi.town@ml.soumu.go.jp

## 問い合わせ・提出先

<p>(北海道)</p> <p>北海道総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 担当：島、鬼丸 電話：011-709-2311(内4716)／ファックス：011-709-2482 e-mail：chousei-k@soumu.go.jp</p>	<p>(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)</p> <p>近畿総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 担当：宮崎、為實 電話：06-6942-8522／ファックス：06-6920-0609 e-mail：ict-kinki@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)</p> <p>東北総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 担当：佐々木、小山 電話：022-221-7432／ファックス：022-221-0613 e-mail：sinkokikaku-toh@ml.soumu.go.jp</p>	<p>(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)</p> <p>中国総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36 担当：吉田、赤崎 電話：082-222-3324／ファックス：082-502-8152 e-mail：chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)</p> <p>関東総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 担当：中村、三村 電話：03-6238-1694／ファックス：03-6238-1699 e-mail：kanto-suisin@soumu.go.jp</p>	<p>(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)</p> <p>四国総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒790-8795 松山市宮田町8-5 担当：三好、金子 電話：089-936-5061／ファックス：089-936-5014 e-mail：shikoku-chiiki@soumu.go.jp</p>
<p>(新潟県、長野県)</p> <p>信越総合通信局情報通信部電気通信事業課情報通信振興室 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 担当：松井、田中 電話：026-234-9933／ファックス：026-234-9999 e-mail：shinetsu-event@soumu.go.jp</p>	<p>(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)</p> <p>九州総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒860-8795 熊本市二の丸1-4 担当：赤瀬、渡邊 電話：096-326-7833, 7309／ファックス：096-326-7829 e-mail：h-shinkou@soumu.go.jp</p>
<p>(富山県、石川県、福井県)</p> <p>北陸総合通信局情報通信部電気通信事業課情報通信振興室 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 担当：中野、赤丸 電話：076-233-4431／ファックス：076-233-4499 e-mail：shinkou@hokuriku-bt.go.jp</p>	<p>(沖縄県)</p> <p>沖縄総合通信事務所情報通信課 〒900-8795 那覇市東町26-29-4F 担当：今井、瀬底 電話：098-865-2304／ファックス：098-865-2311 e-mail：okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)</p> <p>東海総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 担当：竹下、星野 電話：052-971-9404, 9405／ファックス：052-971-3581 e-mail：tokai-shinko@soumu.go.jp</p>	

## 交付対象経費の範囲

交付対象 経費の区分	内 容	下限額
設置工事費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT関連システムの基盤の整備に要する経費 (サーバ、ネットワーク機器、情報通信端末、伝送路設備、電源設備等の購入費、使用料、設置に係る工事費(用地の取得に要する経費を除く。)及びこれらに類する経費)</li> </ul>	交付 1 件当たりの交付決定の額は 1,000 万円を下限とする。
開発・運営費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT関連システムの構築・改修に要する経費 (プログラム開発等の役務費、電子計算機使用料、ソフトウェア購入費(ライセンス費を含む)及びこれらに類する経費)</li> <li>・ その他事業を実施するために必要な事務費</li> </ul>	
人材育成・ 招へい費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT関連システムを活用した事業を実施するために必要な人材育成・派遣に要する経費 (人材育成のための講師諸謝金、事業運営に必要な人材招へい費及びこれらに類する経費)</li> </ul>	

※ 地方公共団体の職員の人件費、旅費等は交付対象経費とならない